

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

社協 ガイド

～地域福祉部門～

飯能市社会福祉協議会本部事務局

〒357-0021 飯能市大字双柳 371 番地 13(総合福祉センター内)

TEL 973-0022/FAX 973-8941

Eメール seikatsu@hannosyakyo.or.jp

tiikifukusi@hannosyakyo.or.jp

※飯能市社協ガイドブックは、赤い羽根共同募金配分金を使って作成されています。

※平成 30 年 5 月発行

ホームページ <http://hannosyakyo.or.jp/>



《はじめに》	2 ページ
◆飯能市社会福祉協議会とは	
《1. 地域の支援》	3 ページ
◆各地区の地域福祉推進組織	◆地域福祉推進組織への支援
◆地域福祉活動支援のための拠点	◆ふれあいいきいきサロン
《2. 生活の支援》	9 ページ
◆低所得世帯生計援助資金	◆生活福祉資金
◆歳末たすけあい義援金配分	◆市民よろず相談
◆火災見舞い	◆福祉サービス利用援助事業～あんしんサポートねっと～
◆法人後見事業	◆成年後見支援センター
《3. ボランティアの支援》	12 ページ
◆飯能市ボランティアセンター	◆飯能市のボランティア活動
《4. 子育ての支援》	15 ページ
◆一時保育サービス	◆ひとり親家庭日帰り旅行
《5. 障害者・高齢者の支援》	16 ページ
◆福祉移送サービス	◆ふれあい昼食会サービス
◆ヘアカットサービス	
《6. 補助金》	18 ページ
◆地域福祉活動等推進事業費	◆サロン活動を始めたい方へ
《7. 募金》	20 ページ
◆埼玉県共同募金会飯能市支会の役割	
◆赤い羽根共同募金	◆歳末たすけあい募金
◆災害募金	
◆本会への寄付	◆有料広告

◆飯能市社会福祉協議会とは

社会福祉協議会(通称:社協)は地域の一員として、市民の皆さんと一緒に誰もが安心して暮らすことができるふくしのまちづくりを進めています。

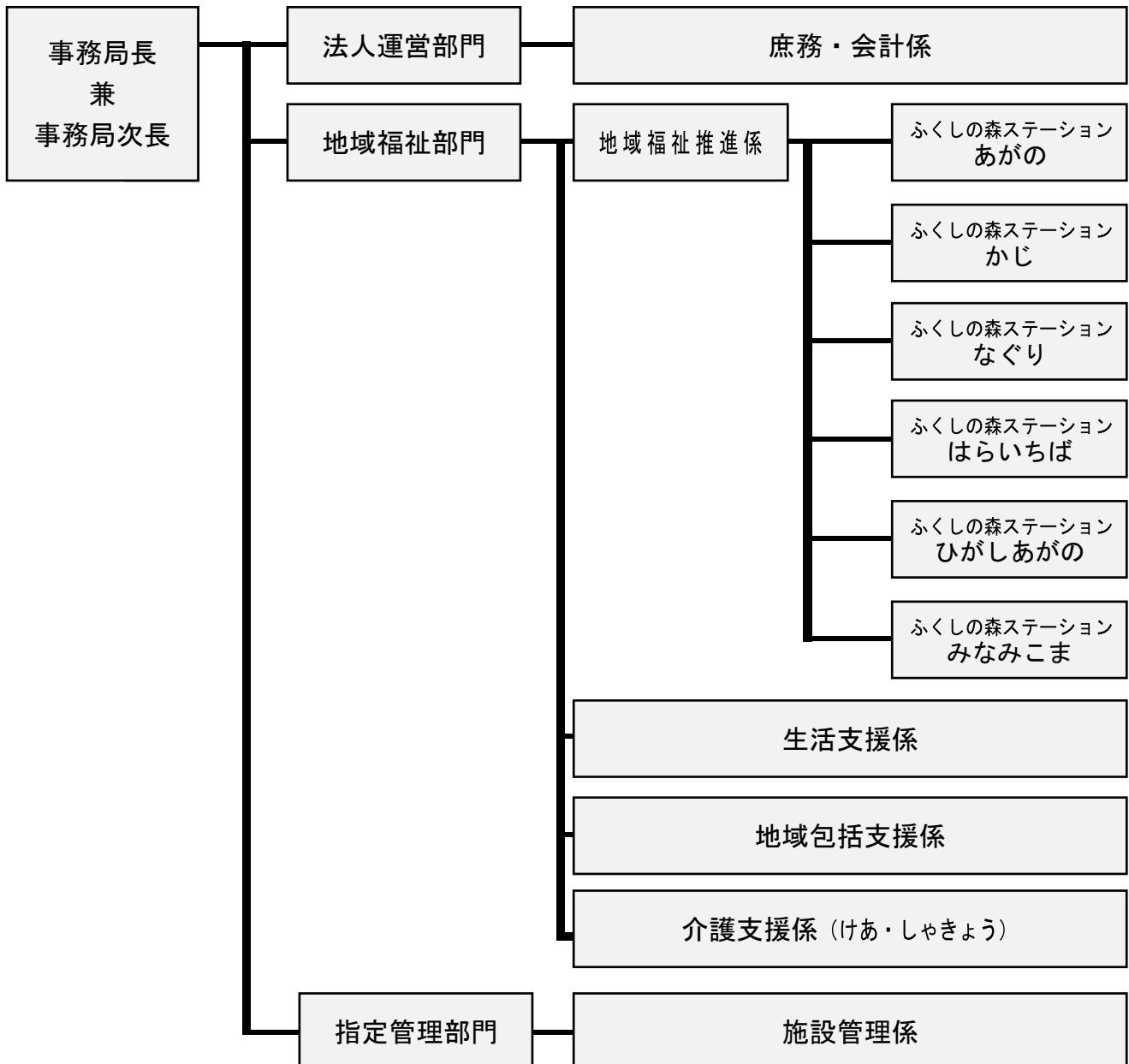
地域の皆さんやボランティア、企業団体、福祉・保健などの関係者、行政機関と協力しながら共に考え、実行していく非営利の民間団体です。

民間組織としての「自主性」と多くの方々に支えられている「公共性」の2つの性質を持っています。

社会福祉法第109条に基づき、全国・各都道府県・各市町村に1つずつ設置されています。飯能市社協は、昭和55年1月に社会福祉法人の認可を受けました。

現在は、「第2次はんのうふくしの森プラン」(計画期間:平成26年度～平成30年度)に則り、“たすけあうまちを市民と創るしあわせコーディネーター”を法人スローガンに様々な事業を行っています。

●飯能市社協事務局の組織図



1. 地域の支援

◆各地区の地域福祉推進組織

各地域福祉推進組織では、地域住民が主体となって、地域の実情にあった特色のある支えあい活動を展開しています。

地区	名称	設立年月
原市場地区	原市場地区社会福祉協議会	平成 15 年 3 月
名栗地区	なぐり広場	平成 21 年 11 月
加治東地区	加治東ふれあい広場	平成 23 年 3 月
吾野地区	たすけあいあがの	平成 23 年 6 月
東吾野地区	ふくしの森・東吾野	平成 25 年 3 月
南高麗地区	ささえあい南高麗	平成 26 年 3 月
美杉台地区	あさひやまライフネット	平成 30 年 3 月

◆地域福祉推進組織への支援

飯能市社協は、市民自らが地域の生活課題に気づき、その解決のために地域の様々な団体、個人がそれぞれの力を持ち寄り、ともに考え、行動を起こしていく地域福祉推進組織の設立を推進し、また地域福祉推進組織と、「ふくしの地域づくりパートナーシップ協定」を締結し、この協定に基づき、財政的支援、技術的支援、情報提供を行っています。

＜本会による地域福祉推進組織への支援内容＞

○財政的支援

◆一般会費還元による補助金

各地区の自治会加入世帯からいただく社協一般会費の 20%(下限 50,000 円)を、地域福祉推進組織の運営費、活動費の一部として補助します。

◆赤い羽根共同募金定額補助金

赤い羽根共同募金配分金から定額 50,000 円を、地域福祉推進組織の運営費、活動費の一部として補助します。

◆はんのう ふくしの森プラン推進活動費補助金

地域福祉推進組織が「はんのう ふくしの森プラン」を推進する活動に対して 300,000 円を上限に補助します。

◆食事サービス補助金

地域福祉推進組織が取り組む食事サービスの活動に対し、基準に合わせた補助を行います。

◆移動交通サービス補助金

地域福祉推進組織が取り組む移動交通サービスの活動に対して 150,000 円を上限に補助します。

○技術的支援

地域福祉推進組織に対して、関係機関との連絡調整や活動実施に関するノウハウの提供などを行います。

○情報提供

他の地域福祉推進組織の活動状況や先進的な取り組み等の情報などを提供します。

◆地域福祉活動支援のための拠点

『ふくしの森ステーション』は、地域に密着した飯能市社協の拠点です。

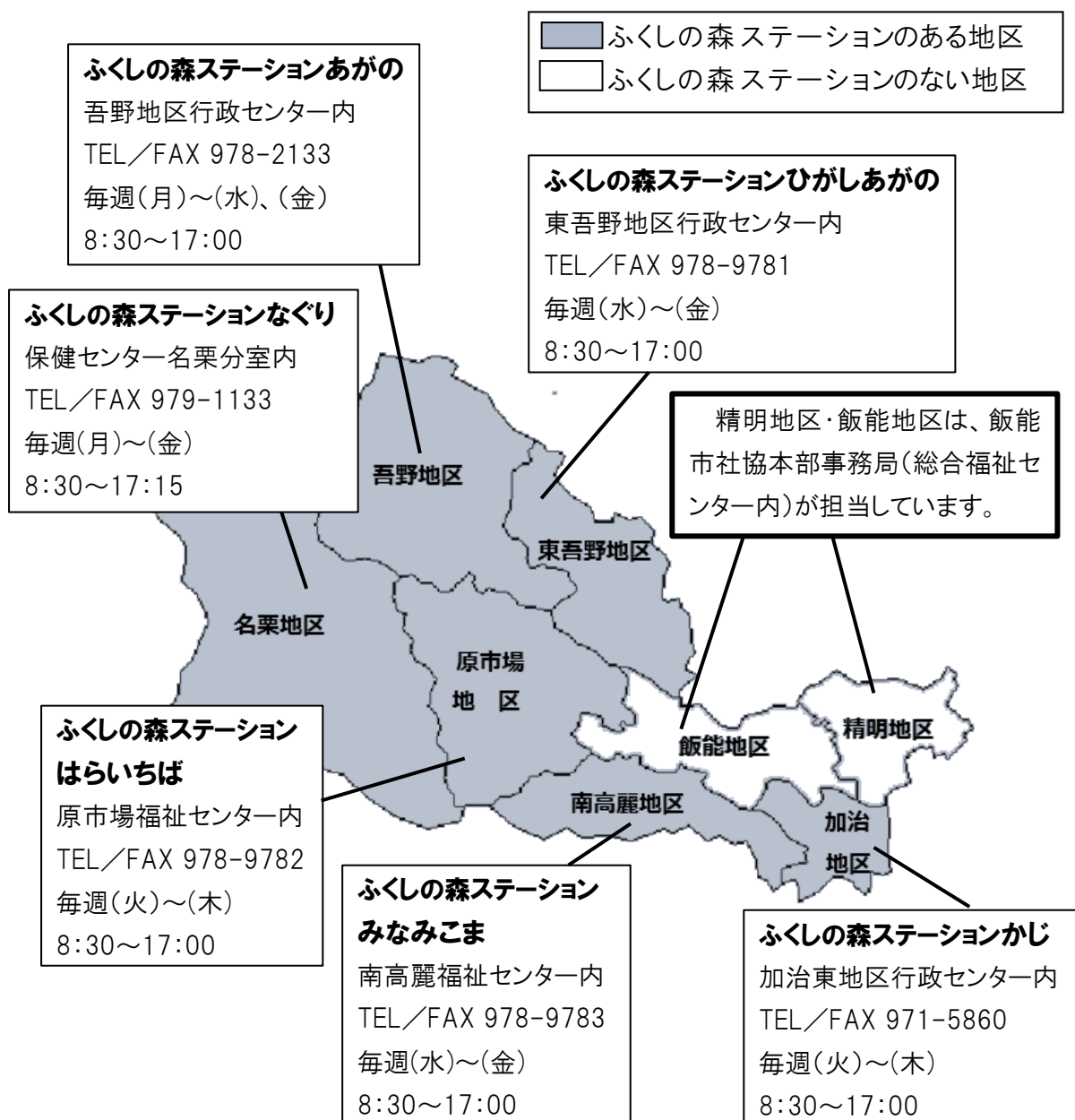
各地区の“生活・福祉の専門相談員”である「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」が、地域の課題把握や解決のため、関係機関や地域の団体と連携して、誰もが安心して暮らせる地域を目指して活動しています。

また、ふだんの生活の中で、不安なこと、困ったことなど、個別の相談にも対応いたします。

※ なお、CSW 不在時には飯能市社協本部事務所(総合福祉センター内)へ転送されます。

【その他業務内容】

- 地域福祉推進組織の推進・支援
- 支え合い活動・サロン活動の推進・支援
- 区内小・中学校福祉教育の支援
- 関係機関・団体等の連携、情報共有・提供 など



◆ふれあい・いきいきサロン

地域にお住まいの様々な方々が気軽に集い、お友達をつくったり地域の人達と交流できる地域のお茶のみ場です。また、閉じこもりの予防や見守りを地域住民の皆さんが協力して行う地域福祉活動です。

地区	サロン名	対象者	参加費	日時	会場
飯能	本郷せせらぎサロン	近隣在住者	100 円	年 5 回 原則(火) 10:00~12:00	本郷 倶楽部
	永田台THINK会	主に永田台団地にお住まいの高齢者	100 円	毎月第 2(日)、第 4(月) 14:00~16:00	永田台 自治会館
精明	ふれあいいきいきサロン ふじみ会	高齢者		100 円	毎月第4(土) 13:30~15:30
	さんる〜む		毎月第2(火) 10:00~12:00		浅間 自治会館
	あさま子育て広場	0~3 歳の子どもとその保護者	お問い合わせ ください。	毎月第3(水) 10:00~12:00	自治会館
	東新向ふれあい会	どなたでも	100 円	毎月第 3(木) 10:00~12:00	東新向 自治会館
	サロン「憩」	どなたでも		毎週(火) 13:00~15:00	双柳地区 行政センター
	なでしこサロン	どなたでも		毎週(水) 10:00~12:00	平松団地 自治会館
加治	ふれあいサロン川寺	高齢者	200 円	毎月第3(水) 9:30~11:30	川寺 自治会館
	ふれあいサロン笠縫			毎月第1(水) 9:30~11:30	笠縫 自治会館
	ふれあいサロン前ヶ貫			毎月第2(月) 9:30~11:30	前ヶ貫 自治会館

地区	団体名	対象者	参加費	日時	会場
加治	コンフォール 21 つどい場	コンフォール21 在住者	100 円	毎週(水) 13:30～16:00	コンフォール 21 第2集会所
	ひばりの会	美杉台 4,5,6,7 丁目 コンフォール21在住高齢者		毎月第 1・3(火) 13:30～15:30	コンフォール21 第1集会所
	ふくしの森サロン やまびこ	美杉台 3 丁目 在住者、高齢者	200 円	毎月第3(火) 10:00～12:00	美杉台 ふれあい館
	親子サロン うさぎ組	おもに、茜台地区 在住の～未就園児の 子と保護者	100 円	原則毎週(月)・(木)・(金) 10:00～12:00 13:30～15:30 毎週(土) 10:00～12:00 ※一定期間お休みを いただくことがあります	ボランティア 個人宅
	うちのえんがわ 神社※1	どなたでも		毎月第4(水) 10:00～12:00 8月・12月は～ 15:30	岩沢白髪 白山神社
	うちのえんがわ あおぞら※1			毎月第2(火) 10:00～12:00	加治東地区 行政センター
うちのえんがわ 阿須※1	原則毎月最終(日) 10:00～15:00			阿須 自治会館	
※1 実施主体:加治東ふれあい広場(問い合わせ:ふくしの森ステーションかじ(加治東地区行政センター内)TEL971-5860)					
南高麗	サロン時計台	高齢者や 子育て中の親子	100 円	毎月第3(金) 10:00～12:00	南高麗 福祉センター
	岩淵ふれ愛ひろば	どなたでも		毎月第4(金) 10:00～12:00	岩淵団地 集会所
実施主体:ささえあい南高麗(問い合わせ:ふくしの森ステーションみなみこま(南高麗福祉センター内)TEL978-9783)					

地区	団体名	対象者	参加費	日時	会場
吾野	にしかわの茶の間	どなたでも	100 円	原則毎月第3(水) 10:00～12:00 8月・1月は休み	坂石町分 自治会館
	ママたちのほっとする 居場所	未就園児と保護者		毎月第3(火) 10:00～12:00	吾野保育所
	吾野の茶の間	どなたでも		原則毎月第2(月) ※祝日の場合は第3(月) 9:30～11:30 8月は休み	吾野地区 行政センター
	きたがわの茶の間			毎月第3(金) 9:30～11:30	旧北川 小学校
	みなみかわの茶の間			毎月第3(木) ※イベント月は変更あり 9:30～11:30	旧南川 小学校
	岡房和母サロン			毎月第2(火) 9:30～11:30 3月は休み	岡房 自治会館
実施主体:たすけあいがの(問い合わせ:ふくしの森ステーションあがの(吾野地区行政センター内)TEL978-2133)					
東吾野	白子地区 ふれあいサロン	地域にお住まいの方	お問い合わせ ください。	年4回	地区内の 自治会館等
	平戸地区 ふれあいサロン			年16回	
	虎秀地区 ふれあいサロン			年2回	福德寺
	井上地区 ふれあいサロン			年4回	地区内の 自治会館等
	長沢地区 ふれあいサロン			年16回	
実施主体:ふくしの森・東吾野(問い合わせ:ふくしの森ステーションひがしがの(東吾野地区行政センター内)TEL978-9781)					

地区	団体名	対象者	参加費	日時	会場	
原市場	みつくすじゅーす	子育て中の方	100円	毎週(火) 10:00~12:00	原市場 福祉センター	
	体操サロン	どなたでも	200円	毎週(水) 15:30~16:30		
	水曜サロン			毎週(木) 13:30~14:30		
	あみものサロン		無料	毎週(水) 10:00~14:00		
	本読みサロン			毎月第2(金) 10:00~12:00		
	未来ステーション (寺子屋)			毎月第1・3(火) 10:00~12:00		
	パパサロン	子どもと父親		年7回		
	東赤沢サロン	地域にお住まいの方	お問い合わせ ください。	不定期	星宮神社 社務所	
	サロン赤沢			年7回	赤沢会館	
	上赤工楽笑会		100円	毎月第1・3(金)	上赤工 自治会館	
	やまびこ会		200円	毎月1回(土) 19:00~21:00	原市場地区 行政センター	
	中郷健康サロン		どなたでも	お問い合わせ ください。	不定期	中藤中郷 自治会館
	ちよつとづつの会				100円	毎月第1・2(火) 13:30~16:00
	実施主体:原市場地区社会福祉協議会(問い合わせ:ふくしの森ステーションはらいちば(原市場福祉センター内)TEL978-9782)					
名栗	サロンあすなる	どなたでも	100円	毎月第2(木) 13:30~15:00	あすなる会館	
	中央サロン			毎月第3(水) 13:30~15:00	保健センター 名栗分室	
	湯ノ沢サロン			毎月第2(水) 13:30~15:30	湯の沢 自治会館	
	もりがわらお茶飲み会	地域にお住まいの方		毎月第1(木) 13:30~15:00	上名栗9区 自治会館	
	中組地区お茶飲み 会			毎月第4(水) 13:00~15:00	中組集会所	
実施主体:なぐり広場(問い合わせ:ふくしの森ステーションなぐり(保健センター名栗分室内) TEL042-979-1133)						

2. 生活の支援

◆低所得世帯生計援助資金

民生委員・児童委員と協力して運営している飯能市社協の資金貸付制度で、わずかな出費により生活をおびやかされる低所得世帯の自立更生を図るために利用していただくものです。

＜対 象＞ 次の条件をすべて満たし、居所と生計を一つにする世帯

- ①市内在住(住民票がある)世帯
- ②わずかな生活費の出費によりその生活をおびやかされる世帯
- ③生活保護を受けていない世帯
- ④他からの融資を受けられない世帯
- ⑤市内に在住する確実な連帯保証人が得られる世帯
- ⑥世帯の更生へ向けて居住地区の民生委員の協力を取り付けられる世帯
- ⑦債務整理中でない世帯
- ⑧原則過去に本資金を利用したことがない世帯

＜貸付限度額＞ 一世帯につき50,000円以内

＜貸付利子＞ 無利子

＜貸付の期間＞ 6か月以内

＜連帯保証人＞ 市内在住の方(本資金の貸付を受けている方は連帯保証人にはなれません。)

※その他各種条件の下、申請・審査等が必要となります。

◆生活福祉資金

民生委員・児童委員の援助や指導を伴いながら、低所得世帯等の方々が安定した生活が営めるようにすることを目的とした資金貸付制度で、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会より受託している事業です。

＜対 象＞ 県内在住の ①他からの借入が困難な所得の少ない世帯(世帯総収入に制限があります。)

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯

③日常生活上療養または介護を必要とする65歳以上の高齢者がいる世帯(世帯総収入に制限があります。)

※その他埼玉県社会福祉協議会の定める条件の下、申請・審査等が必要となります。

◆歳末たすけあい義援金配分

歳末たすけあい募金を財源に、新たな年を迎える時期に経済的に支援を必要とする世帯や親御さんを亡くされた児童を対象に義援金をお届けします。

- ＜対 象＞ 飯能市に在住(住民登録をしている)する、当該年度市区町村民税非課税世帯及び交通事故等で親を亡くした18歳以下の方
- ＜金 額＞ 予算の範囲内で決定します。
- ＜申 請＞ 広報はんのうと同時配布される申請書に所定の事項を記入し飯能市社協へ提出してください。
※申請の受付は9月頃を予定しています。
- ＜配 分＞ 配分決定された世帯等に対して12月中に民生委員・児童委員を通じて義援金をお届けします。

◆市民よろず相談

弁護士や司法書士、人権擁護委員等の相談員が、生活上の悩み事や問題の解決に向けた助言・指導を行います。

- ＜内 容＞ 法律相談、行政相談、人権相談、建築相談、不動産相談
※弁護士、司法書士＝先着6人。その他＝先着4人。
- ＜日 時＞ 原則、毎月第3(水) 午前10時～午後3時
※開催日を変更する場合がありますので「広報はんのう」をご確認ください。
- ＜受 付＞ 当日午前8時30分～午後2時 先着順
※午前8時から整理券を配布しています。
※事前の予約は行っていません。
※業者の斡旋は出来ません。
- ＜会 場＞ 総合福祉センター 3階 大会議室
- ＜費 用＞ 無料

◆火災見舞い

飯能市に住所を有する方が、火災によって現に居住する住家半焼以上の被害を受けた場合に、見舞金をお渡しします。

◆福祉サービス利用援助事業～あんしんサポートねっと～

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

＜対 象＞ 飯能市内にお住まいの判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害などのある方

＜内 容＞ 生活支援員が支援計画にもとづき次の援助を行います。

<p>福祉サービス利用援助 福祉サービス利用の手続きについてお手伝いをします。</p>	<p>日常生活上の手続き援助 日常生活に必要な事務手続きについてお手伝いをします。</p>	<p>日常的金銭管理 日常生活に必要な金銭の出し入れについてお手伝いをします。</p>	<p>書類等預かりサービス 大切な書類などをお預かりします。</p>
--	--	--	---

※日常的金銭管理に使用する通帳をお預かりすることができます。

※お預かりした書類等は、金融機関の貸金庫で保管します。

※お預かりするものが高額な場合は、他のサービスをお勧めすることがあります。

＜料 金＞ ご相談や支援計画の作成は無料です。ただし、契約後の「生活支援員」によるお手伝いには料金がかかります(詳しくは飯能市社協へご相談ください)。 ※生活保護世帯は無料です。

◆法人後見事業

飯能市社協が法人として認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など意思決定が困難な方の成年後見人等となり、ご本人の意思を尊重しながらその人の権利を法的に保護し、その人らしい生活を支えていく事業です。

本会が成年後見人等に就任すると、親族または弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見人等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、ご本人の財産管理の適切な支援、契約の締結、不利益な契約の取り消し等ができるようになります。

＜対 象＞ 市内に住所を有し在住しており、他に適切な後見人候補者が得られない方で、飯能市社協が必要と認めた方

＜特 徴＞ 「市民後見人養成講座」の修了生で熱意のある市民を後見支援員として配置し、後見事務を担います。なお、後見支援員とは雇用契約を結んでおり、守秘義務などを遵守します。

また、法人の複数の職員が、成年後見制度にもとづいた後見事務を行いますので、個人が就任するよりも長期的に支援を行うことができます。

＜費 用＞ おおむね1年ごとに家庭裁判所へ後見事務の報告と報酬付与の申立てを行います。そして、家庭裁判所の審判にもとづいて、ご本人の預貯金から後見等報酬を頂きます。

◆成年後見支援センター

制度への疑問、質問、不安に思っていることなど、成年後見制度に関わるご相談を受け付けます。

相談は無料です。お気軽にお問い合わせください。

3. ボランティアの支援

◆飯能市ボランティアセンター

ボランティアセンターって？

ボランティアセンターは、ボランティア活動への参加を広く呼びかけるとともに、さまざまなボランティア活動が円滑に推進されるように支援を行っています。

また、ボランティアを始めたい方に対して情報提供や活動開始に向けた支援を行っています。

ボランティア活動に興味がある方、ボランティアの力を必要としている方、ぜひボランティアセンターへお声がけください。

飯能市ボランティアセンターはどこにあるの？

ボランティア活動支援を行う機能の一つとして、飯能市社協本部事務局がある飯能市総合福祉センターの中にあります。

ボランティアを始めるには

「ボランティア活動に興味がある！」、「どんな活動があるのか知りたい！」、「こんなことならできる！」など何かしたいと思ったらお気軽にご相談ください。

ボランティアコーディネーターが情報提供や活動先の紹介など、あなたの「したい」を形にするお手伝いをします。

いきなり活動を始めるともいいですが、見学や体験などを通じて、本当に自分がやりたい活動なのか、自分に合った活動なのかを考えてみることもいいでしょう。

活動が決まったらボランティア活動保険に加入して、安心してボランティア活動を行ってください。飯能市ボランティアセンター（飯能市総合福祉センター内）で相談・登録受付中です。

飯能市ボランティアセンター

飯能市大字双柳371番地13

（飯能市総合福祉センター内）

電話番号 973-0022

FAX 番号 973-8941

メール hanno-v.c@hannosyakyo.or.jp

◆飯能市のボランティア活動

グループで賑やかに活動したり・・・

個人で得意分野・興味のある分野に特化して活動したり・・・

ボランティアは意外と気軽にはじめることができます！

◆グループでの活動◆

ボランティアグループの一員となって活動を始めることができます。また、新たなグループ登録も随時受け付けています。グループ活動の内容や参加にご興味をお持ちの方は飯能市ボランティアセンターまでお問い合わせください。

高齢者を対象とした活動 <ul style="list-style-type: none"> ・踊りの披露 ・歌の披露 ・楽器演奏 ・傾聴活動 <p style="text-align: right;">など</p>	障害者を対象とした活動 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者支援(点字・朗読) ・聴覚障害者支援(手話) <p style="text-align: right;">など</p>
青少年・児童・幼児を対象とした活動 <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育 ・読み聞かせ ・遊びの提供 <p style="text-align: right;">など</p>	国際交流関係 <ul style="list-style-type: none"> ・外国の方を対象とした日本語教室 <p style="text-align: right;">など</p>
その他、文化、多分野で活動 <p>森林整備、まちづくり、ヨガ、市内のイベントでの踊り、歌等の披露</p> <p style="text-align: right;">など</p>	

上記以外にもさまざまな内容で活動をしているグループがあります。

※ふれあいいいきサロンについては5～8ページをご覧ください。

◆個人での活動◆

個人で活動できるボランティアには次のようなものがあります。

- ・イラストボランティア・・・飯能市社協の広報物などにイラストを描いています。
- ・音楽演奏ボランティア・・・高齢者施設や病院などで楽器の演奏や歌を歌います。
- ・施設支援ボランティア・・・高齢者施設、障害者施設などの外出支援やイベントのお手伝い、お話相手をします。
- ・災害発生時の被災地支援・・・実際に現地に赴くなどして必要な支援を行います。
- ・保育園ボランティア・・・子どもたちと関わったり、除草のお手伝いなどをします。
- ・古切手整理ボランティア・・・市内の皆さんからお寄せいただいた使用済み切手を整理します。

この他にも得意なことや興味のあることを活かして活動されている方がたくさんいます。

《活動をはじめのきっかけにしよう》

各種講座やボランティア体験を開催しています。目的により内容や対象が異なります。

名 称	内 容	対 象	開催時期
共学支援 ボランティア講座	障害のある子どもたちを理解し、サポートするボランティアを育成するため、狭山特別支援学校、狭山・入間・日高の社協との共催で実施します。	どなたでも	5～7月頃 全5回
彩の国ボランティア 体験プログラム	ボランティア活動をするきっかけを提供するため、市内での体験メニューを用意し夏休みを中心に実施します。	小学生～ 大人の方	メニューにより 異なる
各種 ボランティア養成講座	飯能市社協に寄せられる情報をもとに、ニーズにあったボランティア養成講座を開催します。		

※ 各講座などの詳細は、日時・内容などが決定次第、飯能市社協ホームページ、広報紙「社協だより」等に掲載しますのでご覧ください。

4. 子育ての支援

◆一時保育サービス

お子さんを一時お預かりして子育て中の方に“ほっ”とできる時間を提供します。心身をリフレッシュしていただくことで、より良い子育て環境づくりのお手伝いをします。一時保育ボランティア「ほっと♡ほっと」のご協力を得て実施しています。

<対 象> 1歳以上の未就園児

<会 場> 総合福祉センター 1階 プレイルーム

<実施日> 原則、毎月第2・3(金) 午前10時～正午

<費 用> 1人につき200円

<申込み> 実施日の第3金曜日の正午までに申込書を飯能市社協に提出してください。

申込書は総合福祉センター・美杉台児童館・保健センターに用意しています。

※保育中は必ず連絡をとれるようにしてください。

※当日体調の悪いお子さんはお預かりできません。

◆ひとり親家庭日帰り旅行

赤い羽根共同募金の配分金を活用し、ひとり親の世帯に楽しい思い出づくりをしてもらうために日帰り旅行を実施しています。

<対 象> 市内在住で、世帯主がひとり親の世帯及びそれに準ずる世帯。但し、子どもは年度末において18歳以下の方。

<行き先> 関東近郊のテーマパーク

<申込等> 飯能市社協の広報紙「社協だより」やホームページの記事をご確認ください。

5. 障害者・高齢者の支援

◆福祉移送サービス

疾病や障害などにより外出困難な方が積極的に地域に出かけて行き、豊かな在宅生活を送ることができるように移送サービスカーの貸し出しを行っています。

また運転者を確保することが出来ない方には、運転者の派遣も行っています。

＜対 象＞市内に住所を有し、在住している方で、次のいずれかに該当する方

- ①疾病や障害などにより、移動する際に車椅子又はストレッチャーを使用する必要があり、公共交通機関の利用が困難な方
- ②寝たきり又はそれに準じた状態にある方

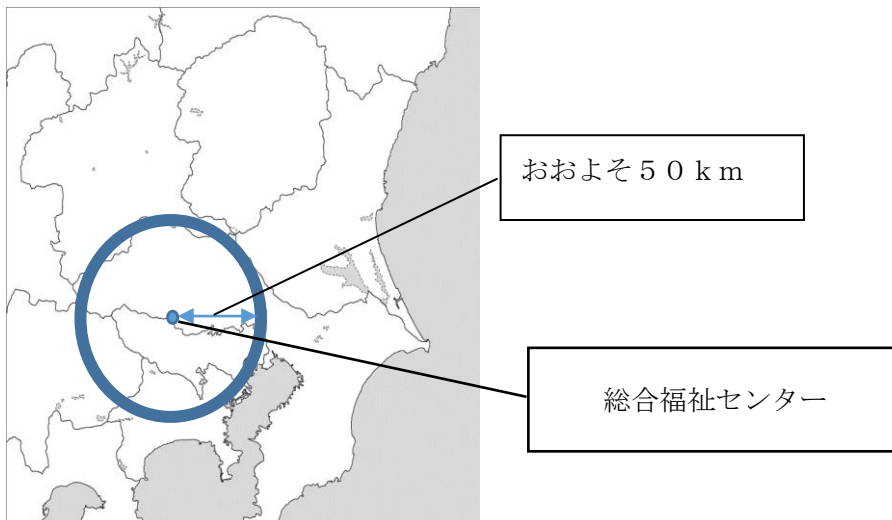


＜費 用＞実費のみ自己負担

※「実費」とは、有料道路料金・有料駐車場料金 などを言います。

＜利 用＞事前の登録申請及び利用申請が必要です。訪問・審査がありますので、登録には時間がかかります。余裕を持って登録申請してください。
(利用申請は、利用希望日の1か月～7日前に受け付けます。)

- ＜その他＞
- ・運転者派遣を希望する場合は、必ず介助者が必要です。
 - ・運転者は車の運転及び機械の操作以外の作業は出来ません。車いす等への移乗、玄関から車までの移動、目的地内の付き添い等が必要な場合は、ホームヘルパー等の介助者をご用意下さい。
 - ・派遣可能距離は、概ね総合福祉センターから半径50km圏内(8:30～17:15の間に日帰りができる距離)となります。
 - ・日をまたいで運転者を派遣することはできません(車は最大3日間)。
 - ・運転者派遣を利用できるのは原則月4回までとなります。



◆ふれあい昼食会サービス

ひとり暮らしの高齢者の仲間づくりやボランティアとの交流を目的にした会食会です。ボランティア団体の協力を得て実施しています。

会食会名	対象者	参加費	日時	会場
お楽しみ 昼食会	市内在住の70歳以上でひとり暮らしの方 ※障害のある方は60歳から	200円	毎月第1(水) 11:30~13:00	総合福祉センター

◆ヘアカットサービス

疾病や障害などにより外出が困難な方に対して、理容師・美容師がご自宅まで出張してヘアカットを実施しています。「飯能日高理容組合」・「飯能日高美容組合」のご協力を得て実施しています。

<対 象>市内在住の方で、疾病や障害等のため外出が困難な方。

<回 数>年間最大4回まで ※申請時期によって利用回数が異なります。

<利 用>事前の登録が必要となります。登録申請書を飯能市社協に提出して下さい。

<料 金>

	カット・ブロー	シャンプー	パーマ	シェービング
美容	2,000円	1,000円	3,000円~ 4,000円	
理容	2,000円	各協力店 による		1,500円

※利用の際は、直接ヘアカットサービス協力店に申し込み、サービス利用後に料金とともに飯能市社協が発行する利用券を理容師・美容師にお渡しください。(登録完了後、ヘアカットサービス協力店をご案内します。)

※出張手数料(2,000円)を飯能市社協が負担します。

6. 補助金

◆地域福祉活動等推進事業補助金

市民による地域福祉の向上を目的とした活動を奨励するため、地域福祉活動等推進事業を行う団体に対し、事業にかかる費用の一部として補助金を交付します。

＜補助対象事業＞(1)子育て支援事業

(2)障害者の自立支援、社会参加につながる事業

(3)高齢者の社会参加、閉じこもり防止につながる事業

(4)地域福祉に関する学習、研修会などの事業

(5)ボランティア活動

＜補助額＞事業費総額の2分の1以下、上限10万円

※(5)については、団体の年間活動費総額の2分の1以下、上限5万円

※他にも事業実施期間や補助要件等についても定めがあります。詳しくはお問合せください。

◆サロン活動を始めたい方へ

サロンの立ち上げや運営についての相談等のほか、以下のような支援を行っています。お住まいの地区担当 CSW が一緒に考えます。まずはご相談ください。

立ち上げのために・・・

○相談、助言、情報提供

どんなご相談でも受けさせていただきます。また既存のサロングループ等の情報をお伝えします。

サロン運営のために・・・

○サロングループとして登録が認められた団体に対して、支援を行っています。

○事業補助金について交付申請が可能となります。

【補助金交付基準額】

1開催の平均参加者人数	1開催あたりの活動費
3人以下	500円
4人以上10人以下	1,000円
11人以上20人以下	2,000円
21人以上30人以下	3,000円
31人以上	4,000円

○サロン活動中の事故に備えた保険の加入(保険料は本会で負担します)

○サロン同士の交流の機会の設定

○広報の支援、情報の提供等

7. 募金

各種募金への協力方法は様々ですが、大きく分けて次のようなものがあります。

- ・ 募金箱や口座へ寄付する

募金箱へ寄付していただくほか、共同募金会宛てに直接振り込みをすることができます。

- ・ 街頭募金に参加する

市内各所で行う街頭募金のボランティアとして参加することができます。

- ・ 募金箱の設置に協力する

市内の学校・事業所・医院・イベント等に募金箱を設置することで協力することができます。

◆ 埼玉県共同募金会飯能市支会の役割

埼玉県共同募金会飯能市支会は、互いに助け合いの心を持って生活できるよう住民自ら参加する募金活動を推進しています。また、飯能市社協は、いただいた募金の配分をうけて、地域福祉推進のために有効に活用しています。

◆ 赤い羽根共同募金

「赤い羽根」をシンボルとして、福祉施設の充実や地域福祉の推進のために実施する募金活動です。

赤い羽根共同募金は、あらかじめ用途を決めて目標額を定める計画募金です。

<時 期> 10月1日～3月31日

<使 途> ① 目標額の約50%が県内の民間福祉施設等へ配分されます。

② 募金額から①を差し引いた額が、飯能市社会福祉協議会の地域福祉事業費として配分され、ひとり親家庭日帰り旅行の実施、サロン活動団体への助成、社協ガイドブック・社協だよりの発行、小中学校・高校を対象とした福祉教育の財源などに活用いたします。

<種 類> 戸別募金：自治会を通して、各世帯にご協力いただく募金

街頭募金：駅前などの街頭でご協力いただく募金

職域募金：事業所従業員からご協力いただく募金

学校募金：児童、生徒からご協力いただく募金

個人大口募金：有志者からご協力いただく募金

法人募金：事業所からご協力いただく募金

◆歳末たすけあい募金

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする方たちが地域で安心して暮らすことができるように実施する募金活動です。

＜時 期＞ 12月1日～12月31日

＜使 途＞ 市内の経済的に支援を必要とする世帯等への義援金配分

※歳末たすけあい募金は全額が本市の地域福祉のために配分されます。

◆災害募金

埼玉県共同募金会飯能市支会では災害発生時に、被災地共同募金会からの要請を受け、被災者支援のための義援金を受け付けています。

お寄せいただいた義援金は、被災地で組織される義援金配分委員会を通じて、災害被災者の方々にお見舞金として配布されます。

◆飯能市社会福祉協議会への寄付

「何かをしたいけれど忙しくてできない」「体力的に心配で活動できない」などの理由で地域福祉活動やボランティア活動に直接参加できなくても、資金面で間接的に参加することができます。

○一般寄付

飯能市社協の運営及び、法人スローガンの一部である“たすけあうまちを市民と創る”活動の財源として活用させていただき、広い意味で地域福祉の発展にご協力いただける寄付です。

○地域福祉基金への寄付

飯能市社協が保有する地域福祉基金へ積み立て、そこから生じた運用益を、在宅福祉サービスやふくしの森ステーションなどの事業の実施財源として活用させていただき、具体的な使途の見える寄付です。

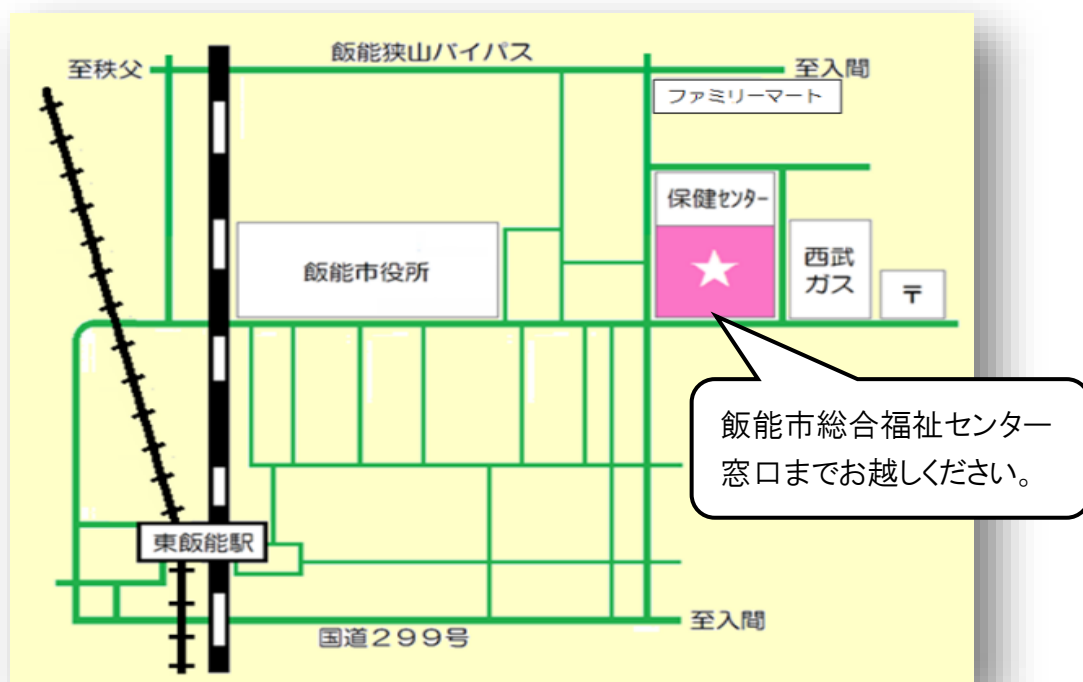
◆有料広告

年 3 回発行している広報紙「社協だより」及び社協ホームページに広告を掲載することができます。広告費は一般寄付として地域福祉の発展に活用されます。

＜規 格＞ 社協だより 縦 40 mm×横 60 mmサイズ、4 色刷り、3 枠まで
ホームページ 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル、GIF(アニメ不可、透過 GIF 不可)・JPEG・PNG、4KB 以内

＜広告掲載料＞ 社協だより 特別・団体会員…1枠当たり1発行 8,000 円
特別・団体会員以外…1枠当たり1発行 10,000 円
ホームページ 特別・団体会員…1枠当たり1発行 12,000 円
特別・団体会員以外…1枠当たり1発行 15,000 円

飯能市社協本部事務所地図



ふくしの森ステーション所在地

ふくしの森ステーションあがの

〒357-0216

飯能市大字吾野 186 番地 1
(吾野地区行政センター内)

TEL/FAX 978-2133

Eメール station-agano@hannosyakyo.or.jp

ふくしの森ステーションなぐり

〒357-0111

飯能市大字上名栗 3086 番地
(保健センター名栗分室内)

TEL/FAX 979-1133

Eメール syakyo-naguri@hannosyakyo.or.jp

ふくしの森ステーションひがしあがの

〒357-0204

飯能市大字虎秀 14 番地の 5
(東吾野地区行政センター内)

TEL/FAX 978-9781

Eメール station-higasiagano@hannosyakyo.or.jp

ふくしの森ステーションかじ

〒357-0023

飯能市大字岩沢 1283 番地 1
(加治東地区行政センター内)

TEL/FAX 971-5860

Eメール station-kaji@hannosyakyo.or.jp

ふくしの森ステーションはらいちば

〒357-0124

飯能市大字原市場 599 番地
(原市場福祉センター内)

TEL/FAX 978-9782

Eメール station-haraichiba@hannosyakyo.or.jp

ふくしの森ステーションみなみこま

〒357-0053

飯能市大字上畑 202 番地
(南高麗福祉センター内)

TEL/FAX 978-9783

Eメール station-minamikoma@hannosyakyo.or.jp